

## 教育長定例記者会見記録（令和8年1月15日（木）13:00～13:30）

### ○報告事項

教育委員会1月定例会について

### ○質問項目

- 1 SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた文部科学省からの緊急の対応要請について
- 2 令和8年3月香川県公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- 3 旧県立体育館について
- 4 衆議院選挙について
- 5 県立高松北高校教諭の体罰事案について

司会)

それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。

まず、本日開催いたしました教育委員会1月定例会につきまして、淀谷教育長よりご報告させていただきます。

教育長)

今年もよろしくお願ひいたします。

本日の教育委員会1月定例会の内容をご説明いたします。議案が1件、その他事項が4件ございました。

議案第1号は、専決処分事項の承認についてということで、知事の専決処分による「へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取に対し、私の専決により異議が無い旨の回答をしたことの承認を得たものでございます。

その他事項の1件目でございます。

令和8年3月香川県公立高等学校卒業予定者の就職内定状況についてであります。お手元に資料提供させていただいております。

本年3月の公立高校卒業予定者の12月末現在の就職内定状況について報告したものでございます。県内の公立高校卒業予定者の就職内定率は、93.7%となっております。高水準を維持している状況でございます。

その他事項の2件目は、第78回香川丸亀国際ハーフマラソン大会についてであります。この会見の後に、香川丸亀国際ハーフマラソン大会組織委員会から説明がございます。

1月31日、2月1日に丸亀市で開催される第78回香川丸亀国際ハーフマラソン大会に

について、その開催内容を報告したものでございます。

昨大会より、日本学生ハーフマラソン選手権大会が併催されたことで、箱根駅伝等で活躍した有力選手が多数エントリーしております、記録の面でも大変期待しているところでございます。また、今大会から国内主要ハーフマラソン6大会が連携したジャパンプレミアハーフシリーズが始まるということで、注目を集めております。

参加される選手の皆さんはもちろんですが、沿道等で応援される方々にも、ぜひスポーツの楽しさ、すばらしさを体験していただければと考えてございます。

その他事項の3件目は、第80回国民スポーツ大会冬季大会についてであります。お手元に資料提供させていただいておりますが、アイスホッケー競技、スケート競技、スキー競技の本県選手団等について報告したものでございます。

その他事項の4件目は、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた文部科学省からの緊急の対応要請についてであります。お手元に資料提供させていただいております。

今般の、SNS上で学校における児童生徒による暴力行為等の動画が投稿・拡散されている状況を踏まえまして、昨日、文部科学省による「緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議」がオンラインで開催されました。各教育委員会への対応要請があったことについて報告したものでございます。

今後、正式な国からの通知が発出される予定ですが、取り急ぎこの資料を各学校等へ周知したところでございます。

以上が今日の内容でございます。よろしくお願ひいたします。

司会)

それではご質問等ございましたら、お願ひいたします。

記者)

最後にご説明のありましたSNS上の暴力動画のことなんですけれども、この会議を受けて教育長とされましては、こういった事案についてはどういうふうにお考えなのかということと、香川県での現在の状況を伺えますか。

教育長)

まずは私の考えということでございますけれども、暴力行為は犯罪行為でございますので、絶対に許してはならないということが大前提になろうかなと思います。その上で、児童生徒の安心安全を確保するということを第一に考えて今後取り組む必要があろうと考えてございます。

一方で、文部科学省の資料にもありましたが、SNSの誹謗中傷など、エスカレートした

投稿や拡散というものが新たな人権侵害を生む可能性があり、こちらについても非常に懸念しているところでございまして、これまでの取組み等もございますけれども、今後いろんな観点から現状も確認した上で、文部科学省の要請も踏まえた取組みを行っていきたいと考えてございます。

記者)

香川県内では。

教育長)

県内では、現時点において暴力行為やいじめの事案で、SNS上で動画が投稿されているというような事実は私どもの方では把握してございません。

記者)

資料にあるとおり、15日・16日は校長会がもともと予定されていた日程ということでしょうか。

教育長)

そうです。もともとです。

記者)

ご説明としては、基本的に文部科学省からあった説明を行うということでしょうか。

教育長)

15日・16日の段階ではまだこの資料しかないという状況で動いていますので、この資料の対応要請について改めて周知すると。国からの通知に具体的な取組み方とかいろんなものがあるかと思いますので、その通知が出されれば改めてお願ひをしようかなと考えております。

記者)

高校生の就職内定率についてなんですが、高水準を維持しているというふうな説明でしたけれども、就職を希望されている生徒さんへの今後のサポートというのはどういったことを考えていますでしょうか。

教育長)

サポートについては、就職担当教員などが担当してこれまでずっとサポートしてきておりますので、まだ何人か内定されてない方がいらっしゃいますが、公務員試験を受けられている方とともに、いろんな環境の方がおりますけれども、内定に向けては今までどおり就職指導の教員が中心となって個々にサポートしていくことがあります。

記者)

SNS上における暴力行為等の件で、先ほど県内では今のところ事例はないということでしたが、今後、万が一発生した場合に県教育委員会としてどのような対応を検討されていますでしょうか。

教育長)

万が一発生というよりも、万が一発生してはならないということで昨日の緊急の会議が開かれたという受け止めであります。投稿というよりも暴力行為があつてはならないということでございますから、今日の資料にありますような大きく5つの要請項目を早めに対応していくということでございます。

それでもなお、万が一起こった場合には、その状況状況で個別具体のことも確認しながら適切に対応していくという以外ないわけでございます。

記者)

先ほど国からの詳しい通知というところもありましたが、こちらスケジュール等、何かお聞きになられていますでしょうか。

教育長)

昨日の資料の中にあること以外は特にございません。今週中に関係省庁の会議を開いて、できるだけ早く通知を発出すると聞いていますので、それ以上はないですね。

記者)

旧県立体育館の解体スケジュールの件で、11月議会で採決がされました。現時点で今後の解体スケジュールなどは決まっておりますでしょうか。

教育長)

スケジュールについては、現時点では現場での取組みの調整などをしているところです。着工時期についても工程調整をしていますから、今の時点では未定であります。ただ、入札公告の中で令和9年9月17日までを工期としておりますので、そういうのをにらみながら今から打合せをしていきたいと考えております。

記者)

今回の解体についての採決が11月議会であったというところでなんですが、例えば今年度中の着工というところというのは目標にはしていますでしょうか。

教育長)

基本的には今年度中に着工したいと考えております。

記者)

想定される衆院選について、高校だったり、生徒さんへの影響について伺えればと思うんですけど。高校3年生、18歳になった子だと選挙権が与えられて、今回も選挙に行くことになるかなと思うんですけど、ただ一方で、私立大学の受験とかも時期的に重なるのかと思っていて、そういう受験とか投票それぞれにどんな影響が出てくるのか、想定されることがあれば伺いたいです。

教育長)

具体的な影響については、今、あまり考えていません。以前に比べると、いわゆる投票環境というのは、より、いろんな事情でやりやすい環境が整っているのではないかと思っていますので、そういう環境の中でぜひ、18歳の高校生・大学生もですね、投票に行っていただくということかなと思っています。

記者)

特に今回の衆院選、受験シーズンだからといって何か対策をしたりということは。

教育長)

特には考えていないですね。

記者)

衆院選がこの時期になることで、県教育委員会としてはどんな影響があるとか想定がありますか。

教育長)

教育委員会としてですか。教育委員会として、選挙の時期と教育行政と何か影響があるかな。特にはないんじゃないでしょうか。

記者)

奨学金とかについても影響はなさそうでしょうか。

教育長)

新年度予算が成立しなかった場合ということですかね。

記者)

そうです。

教育長)

それは何らかの影響があるのかも知れませんけども、具体がどうなるかというのは、4月1日に全てを執行にかかるというやり方なのかどうなのかというのが（ある）。普通は何かそういうことばかりではないので、具体的な影響となると、なかなか特定がし難いということあります。

記者)

SNS上の暴力行為等の動画の話に戻ります。いただいている資料のほうで、各学校において3学期中にいじめが見過ごされてないかの緊急の確認を、とあると思うんですけど、こちらのアンケート調査のかたちだったり、具体的にいつの期間中にやるとか、対象の学校が香川県内だとどれくらいあるのかというのも、まだ出ていない感じですか。

教育長)

出ていないですね。出ていないですが、内容、やり方ですね、中身については詰めなければいけませんけれども、どれぐらいってなるとこれは悉皆（調査）ですよね。全校でやらないと意味がないのではないかと思っています。

記者)

県内の全ての小中高を対象に。

教育長)

はい。全学校でやらないと意味がない。ある意味、そういう要請だという受け止めなんです。

記者)

今のところ、教育委員会としての見方としては、県内全ての小中高に対して、こういった調査はしていくつもりという。

教育長)

設置者としてするようになるという受け止めですので、県立高校については県が設置者なのでやっていきたいと。市町立小中学校については、基本、市町が設置者なので、こういう要請が来ているので対応をお願いします、という要請になろうかと思います。

記者)

（県教育委員会は）県立のもので行っていくということですか。

教育長)

はい。そして県内の全学校でやっていただくようにお願いしていくと。

記者)

高松北高校のフェンシング部で、去年7月に起きた体罰、特に当該教諭への処分について伺います。先ほどの話にもありましたように、県教委は児童生徒に、暴力はだめ、ルールを守りましょうと指導していると思いますが、今回、暴力を振るった教諭に対して、自ら定めた懲戒処分の指針、つまりルールよりも軽い処分にした理由をお聞かせください。

教育長)

軽い処分をしたわけでは全くなくて、懲戒処分の指針の中にしっかりと書いてある、「体罰により～」というあのくだりがこの基準だろうと思いますけれども、この指針の中にしっかりと書いてあるのは、具体的な処分の量定の決定に当たっては、その非違行為の態様・動機・結果がどのようなものであったか、故意又は過失の度合いはどの程度であったかなど、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応も含めて総合的に考慮の上、判断するということになってございますので、基準に書いてあるより低い重いということではなくて、この基準に当てはめて総合的に判断した結果、今回の矯正措置になったということあります。

記者)

総合的に判断するというのは確かにあるんですけど、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として2点定めていると思います。この2点のどちらかに該当するという話でしょうか。

教育長)

それも含めて総合的に判断すると。

記者)

総合的な判断の中で、生徒と教諭が和解しているということを考慮されておりますでしょうか。

教育長)

和解の話も考慮には入れています。

記者)

生徒と教諭には圧倒的に力の差があり、和解とは別問題として、自ら定めた指針のルールに沿って対応すべきではないでしょうか。

教育長)

全ての個別の事案を杓子定規にこの基準に合わせるということは全く考えてなくて、先ほどお話しした内容を全て考えた上での判断を行うというのが、組織としての懲戒を行う上

での基本的なルールであると考えていますので、個別具体的な事案についてそれを当てはめて、独善的ではなく、組織として決定したということあります。

記者)

体罰で負傷をさせた場合は懲戒処分とすると定めていて、これよりも軽くする場合としては2点ありますと書いていて、その2点に当てはまっていないのに、それがなぜ指針に沿った対応になるんでしょうか。

教育長)

それは何回も同じような答えになりますけれども、総合的に判断するものということです。

記者)

指針では標準例より重く処分する例として、過去の非違行為を考慮すべきとしています。この点はしっかりと考慮されていますでしょうか。

教育長)

全て考慮して、量定の基準とか負傷の有無とかいろんなことも含めて判断したものでございます。

記者)

同じ教諭が指導する中学生の保護者から、過去の問題行動、言動を学校に伝えているようです。また、卒業生の中にも、在学中に精神的苦痛を負って競技を辞めざるを得なくなったりというようなことになり、保護者が学校に相談したが不十分な対応だったという話も出てきています。そういうことについても考慮されているんでしょうか。

教育長)

そこを全て私どもの方で情報を捉えているかどうかというところは現時点では何とも言えませんね。卒業した保護者からの情報は入ってきていないですね。

記者)

それでは指針に沿った対応ができていないのではないかでしょうか。

教育長)

もし新たな事実が追加で出てくるのであれば、今回の矯正措置で本当に良かったのかどうかっていうのは、新たな事実関係が出てきた場合には改めて検討することになると思っています。

記者)

現在の校長先生に対しても、その〇Ｂの保護者は、自分の子どもが負った精神的苦痛について話をしている。それについて「ちゃんと対応します」と言ったまま、何の連絡もないまま対応していない状況が続いている。

教育長)

その連絡を受けていたか、その情報がこちらに入っていたか、それについては確認しようと思います。

記者)

そういうことも含めて調査をしないと、この指針に沿った対応とは言えないのではないでしょうか。

教育長)

その時点において収集した情報をもとに対応を決定したというのが今回のことのございますから、もし新たな事実が出てくるのであれば、それも含めた対応が必要になってくるかなと。基本的には同一の行為に対する懲戒をどうするか、矯正措置とするのかという判断をしていますが、その時点において集められた事実関係をもとに判断しておりますので、それを覆すような新たな事実がもし出てくるのであれば、それは考えなければならないと思います。

記者)

新たな事実というのはどの時点からですか。その体罰があった日からっていう話ですか。

教育長)

その行為そのものの量定を決めるに当たっての新たな事実です。

記者)

その行為があったときも。

教育長)

今回は体罰事案について、その行為に対してどうするかという判断をしていますから。

記者)

指針によると、当該教諭が過去にも同様の事例をやっていないかっていうのを調査すべきっていうふうに書いてある。それで、過去に学校に申し出ているのに対応していないというか、それが新たな事実という捉え方というのは、言っても「知りませんでした。聞いていません。」みたいな、そういう話でしょうか。

教育長)

その量定判定の時の事実関係として収集したものに加えて事実があるのであればということです。

記者)

収集をちゃんとできていなかったから収集できていないという話ではないんでしょうか。

教育長)

十分な収集をした上での対応だと考えていますが、今おっしゃられていることが事実関係としてあるのであれば、それはまた状況が変わってくるので、収集ができていなかったのであれば、また考えなければならないのかなと思っています。

記者)

同じく指導を受けている中学生の保護者から寄せられている過去の非違行為、これについては。

教育長)

非違行為で懲戒とか矯正措置をする場合には、一方のことだけを聞くわけにはいきませんから。客観的に事実を突き詰めていくて積み上げていく、その量定の基準の判断に影響を及ぼすような事実は何だろうかということで収集するということなので、今おっしゃっているような過去に保護者から何か言われた、こんなことがあった、こんなことがあった、というのがあるんでしょうけど、それが本当に事実かどうか確認しないとこの場では何とも言えないと思います。

記者)

文書で中学生の保護者が提出しているものについては把握されていますか。

教育長)

私は見ていないですね。

記者)

そのことについて学校から報告はなかったという話でしょうか。

教育長)

私は見ていないですね。

記者)

学校から報告はなかったという話でしょうか。それとも担当課には話しているけども。

教育長)

報告がなかったかどうかは何とも。事実関係を今は確認できませんので。あったのかもしれませんし、なかったのかもしれません。そこはよくわからないです。

記者)

その点は、今後その当該教諭の処分について判断する際に、新しい事実となれば考慮していく。

教育長)

新たな事実関係がしっかりとあるのであればですね。懲戒処分の基準を決めて、非違行為があればそれに対してどういう懲戒をするのか、あるいは矯正措置にするのかを決めていっているわけです。これは全て事実は何かということを聞くわけで、保護者が一方的にこんなやつは替えさせろとか、こんなことをしろとか、それを丸々受け止めてやるわけではないです。

記者)

あまりにも教諭に甘くて、生徒・保護者に厳しい対応だと私は思います。平手打ちっていうのは暴力行為なんですよ。だから刑法上の暴行罪です。それを生徒は見ている。学校側も生徒の出血を確認している。それを総合的に判断して、ガイドラインに沿った対応しているっていうのは、あまりにも生徒や保護者ことを考えてないのではないでしょうか。

教育長)

いろいろ考えた上で、今回は矯正措置だと私は思っているんです。

記者)

要は暴行罪に当たるようなことをしておきながら、怪我をさせたら懲戒処分と書いていっているのに、総合的に判断して、それに当たらないっていうのは、教諭に甘くて、生徒・保護者に厳しすぎるのではないかでしょうか。

教育長)

そこは感覚の問題ですかね。それは量定ですから、全てそういうようなことになっていますけれども。刑法の量定みたいなものを持ち出すつもりは全くないですけれども、全体として量定を決定する時には先ほど申し上げたような考え方で決定しているということあります。

記者)

読売新聞の報道後に、学校が保護者にメールを送っているんですが、その内容は承知していますでしょうか。

教育長)

知らないですね。

記者)

そのメールで、「報道によって不安を感じたり、外部から心ない発言に触れる可能性があります。なので、生徒のことをちゃんと見てあげてください。」みたいなことを書いているんですけど、本質はそこじゃなくて、教諭の暴力に対してきちんと対応しないことに保護者は不安を感じていると思いますが。

教育長)

思うか思わないかは、なかなか（答えづらい）ですね。

記者)

識者からは、生徒たちが安心して大好きなフェンシングに打ち込める環境を守ることっていうのは、体罰という人権侵害、これを絶対に許さないという環境を作ることだという意見があります。それについてはどのように思いますか。

教育長)

それはまさしく体罰は許さないという環境は作っていかなければなりません。だから、今回、矯正措置を行ったということあります。

記者)

となると、過去の事例、あと中学生の保護者が言っている体罰後の事例、そういうことも含めて、今回の県教委の判断が正しいかどうかについて、第三者委員会の設置等も含めて、その調査を受ける。第三者から、この判断の適切さを調査してもらう必要性を感じますか。

教育長)

いや全く感じていないんですけど。第三者委員会というのは何なんですかね。

記者)

外部からの、教育委員会の調査の妥当性を判断してもらうという考えはありますでしょうか。

教育長)

いやないですね。それはそういうふうにしてくれという話になっているんですかね。誰が言っているんですかね。よくわからないですが。誰が第三者委員会を設置して調査の妥当性を検証してほしいというふうに。どういうロジックなのかよくわからなくて。

記者)

今回の体罰について、今後、新たに調査だとか、そういうことを進めていくっていう考えはありますか。

教育長)

今おっしゃっていたような事実があるかないか(報告を)受けていないとかそういうようなことがあるので、改めてどんなやりとりがあったかというのは調べなければいけないかなとは思っています。保護者がこんなことを言っていましたとか、それだけなので。

記者)

それを踏まえた上で、どこかのタイミングで検証される。

教育長)

とにかく今回の行為そのものを見て、いろんな情報収集をして集めた事実を考えたときに、先ほどの量定の「具体的な処分量定の決定に当たっては～」というあのくだりの中で判断すると、口頭厳重注意という矯正措置になったということです。口頭厳重注意は極めて重いですよね。普段はこんなことないですよね。

記者)

この文言に書いていることとは外れた判断をしているわけじゃないですか。

教育長)

それは何をもってそうなるんですかね。

記者)

怪我をさせたら懲戒処分と書いている。過去のことも判断して、その場合はより重く対処する。軽くする場合は2点のことを考慮すべきだと書いていますけど、2点に該当せず、過去に同じようなことがあった、だから重く判断すべきって書いているのに、それに準じた対応をしてないのではないか。

教育長)

準じた対応をしていないとは思っていないんですけど。これは見解の違いなんだと思いますから、どこがおかしいとおっしゃっているのかよくわからないので、改めて確認します、

それは。

司会)

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長定例記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。